

## 酒類の持込みについて

マレーシア税関が定める酒類の免税範囲は下記の通りです。

- Wine/spirit/malt/liquor not exceeding 1 liter.  
酒類 1 リットルまで（数は関係なく、合計 1 リットルまでが免税範囲）

### 【免税範囲を超えた場合の課税について】

免税範囲を超えた場合、所定の課税を支払えばマレーシアへ持ち込む事が可能です。

Import duty = RM7.00 / liter

Excise duty = RM150.00 / liter

Sales Tax = 10%

例) 1 リットルのお酒を 2 本持ち込んだ場合

⇒1 本目は無税

⇒2 本目は課税 : RM157 (RM7 + RM150) + お酒の価格の 10%

※上記はガイドラインとなり、最終的な判断は空港の税関職員となります。予めご了承下さい。

### 【ご注意】

お酒を 1 リットル免税で持ち込めるのは 21 歳以上の方のみです。

21 歳未満の方が所持していた場合、免税にはなりませんのでご注意ください。

例) 大人 2 名 + 子供 1 名で旅行し、各大人が 1 リットルを 1 本ずつ、子供 1 名が 1 リットル 1 本を持っていた場合

⇒各大人が所持する 1 リットル 1 本は免税ですが、子供が所持する 1 リットル 1 本は課税対象。

詳細はマレーシア税関へお問い合わせ下さい。

Royal Malaysian Customs Department

URL <http://www.customs.gov.my/en>

お問い合わせ(メール/英語のみ対応) : [ccc@customs.gov.my](mailto:ccc@customs.gov.my)